

はじめに



食育は生きるための基本であり、健康で豊かな生活を送るために欠かせないものです。

国では、平成 17 年に「食育基本法」が制定され、食育を知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけています。

食をめぐっては、食品の輸入自由化など食のグローバル化がさらに加速しています。さらには、年間 600 万トンを超える食品の廃棄が問題となる中で、令和元年には「食品ロス削減の推進に関する法律」が制定されました。

本市におきましては、平成 22 年に「島原市食育推進計画」を、平成 27 年に「第 2 次島原市食育推進計画」を策定し、妊娠期から高齢期までの切れ目のない食育の推進をめざして計画を推進してまいりました。

しかしながら、市民の皆様への「食育に関する意識調査」において、食育への関心はやや高まったものの、食育の取り組み活動への参加が少なく、地産地消への取り組みも減少している状況です。食生活では、野菜の摂取量や朝食摂取率の減少などまだ多くの課題が残されていることもわかりました。

また、夫婦共働き世帯や高齢者単身世帯の増加など世帯構造の変化に伴い、家庭を中心とした食育の推進に加え、地域における継続した食育の推進の必要性が高まっています。

このような中で、令和 2 年度からの「第 3 次島原市食育推進計画」を策定いたしました。

この計画では、「豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら」を基本理念とし、食育の継続した実践を図り、多様な主体が連携することにより実践の環が広がるよう取り組みを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご審議をいただきました「島原市食育推進会議」及び「島原市食育推進計画検討委員会」の委員の皆様、食育に関する意識調査にご協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

島原市長 古川 隆三郎